

## 新潟県民限定宿泊補助キャンペーン 参画条件

下記の参画条件に同意いただける施設のみご参加いただけます。条件をご確認のうえ、参画申込書により、お申込みください。

- ① 対象期間は令和2年11月1日から令和3年2月14日までの宿泊を対象とする。
- ② キャンペーン割引は宿泊代金（消費税込み）の半額とする。ただし、割引金額は大人・子どもの別に関わらず、一泊一人当たりの上限を6,000円とし、1,000円未満は切り捨てとする。
- ③ GoToトラベルキャンペーンとの併用を不可とする。
- ④ 参画申し込み時に申請したプランのみをキャンペーンの対象とする。
- ⑤ 宿泊代金に含まれない宿泊施設内での飲食やオプション等の追加料金・入湯税などは、キャンペーン割引の対象外とし、全額宿泊者負担とする。
- ⑥ 事前予約は電話予約のみで受け付けることとし、予約を受ける際には、利用者全員分（中学生以下は不要）の佐渡市民サービスカード等を持参するよう伝え、証明書類の確認漏れが発生しないようにする。
- ⑦ 対象の宿泊者には、利用者全員分（中学生以下は不要）の運転免許証や佐渡市民サービスカード（運転免許証や健康保険証など公的な証明書類で住所を確認できる書類）を提示してもらい、複写を保管する。佐渡市が確認する場合があるので確実に複写を保管するものとする。
- ⑧ 佐渡観光交流機構が策定した「佐渡クリーン認証制度」の認証を受け、衛生面の管理には十分留意し、営業する。
- ⑨ 対象の宿泊者にはアンケートに協力してもらい、アンケートを回収し、佐渡市観光振興課へ提出する。アンケート結果はフィードバックするので、受入環境の整備にご活用ください。
- ⑩ 利用者には、SNS等を活用して島外・県外への情報発信を可能な範囲で協力してもらおう。
- ⑪ 佐渡市からの支払いは随時対応するので、請求書・宿泊代金を受領したことがわかる書類（領収書の控え等）・アンケートを佐渡市観光振興課へ提出のうえ、割引金額分を請求する。佐渡市からは請求書受領後30日以内に支払いを行う。
- ⑫ 実績報告は、原則月末で提出することとし、最終の実績報告は3月5日までに提出する。3月6日以降の提出は受け付けないものとする。
- ⑬ 当キャンペーンは補助対象人数には上限があるので、電話予約を受け付けたら、予約状況報告届で佐渡市観光振興課まで連絡する。連絡がない場合、支払いができなくなる可能性があるので必ず連絡するものとする。
- ⑭ 新型コロナウイルス感染症拡大状況により、当キャンペーンを中断・中止することがある。
- ⑮ その他、協議事項が発生した場合は、市と随時協議のうえ、決定する。